

建築工事一般事項覚書 (第2版)

- 1 労働安全衛生法等を遵守し、作業場内は勿論、近隣周辺の良い環境を維持する努力を怠ってはならない。
- 2 工事施工に当っては専任の主任技術者を常駐させ、作業人員、工事工程、施工方法、工事材料、機器類の搬入、搬出計画等については、常に当社係員及び関連他職の作業主任者と打合せを行ない、工事の進捗に協力すると共に作業完了の場合は必ず当社係員に報告し、その立会い検査を受けること。
- 3 作業員の雇入時の健康診断及び安全教育は必ず実施し、その記録を保管しておくこと。又、アスベスト工事に関してはその記録は40年間保存とすること。
- 4 作業員の保護用具（保安帽、安全靴、安全带等）は必ず持参し、着装使用させ、主任技術者（職長）において使用状況の管理行なうこと。
- 5 作業場内では関連他職の従業員並びに作業員との融和を図り、粗暴な言動を慎み協調して工事の進捗に協力すること。又、工事施工に当っては、通行人及び近隣等第三者に迷惑をかけないよう留意すること。
- 6 機械工具類（機械装置、車輛運搬具、工具器具を云う、以下同じ）は、完全なる機能を有し、且つ法令で定められているものは規格に合うものでなければならないが、搬入に際しては当社係員の確認を受けること。使用に当っては、運転者、取扱者又は玉掛責任者は法で定められた資格を有すものを選任し、予め当社係員の承認を得ること。始業点検、定期自主検査は必ず実施し、その記録を残すと共に運転保守についてその責を負うこと。
- 7 当社の機械工具類を借用する場合は、予め当社係員の承認を得ること。貸与された機械工具類に関しては、常に整備、手入れ、清掃、養生等を行ない、使用済のときは、速やかに当社係員の指示する場所に返却すること。
- 8 機械工具類及び工事材料等は丁寧に取扱い、特に高所より投下する等の行為を厳禁する。又、整理整頓に注意し破損、滅失した場合には、その損害を賠償すること。
- 9 作業場に入出する車輛は、通行人及び近隣等第三者に迷惑をかけないよう留意し、公道を汚損させたり工事の進捗を妨げないよう、必要により見張員又は誘導員をつけること。尚、工事現場に入出する車輛は、5千万円以上の任意保険に加入していること。又、整備不良車両については入場禁止とする。
- 10 仮設電気を使用する場合は、その点滅及び当社係員の指示に従って細部の配線を行うこと。尚、電動工具を使用する場合は接地線付キチヤコトを使用すること。
- 11 騒音、振動対策については、当社係員と協議し、施工計画書に具体的に提案して承認を受けて施工に着手すること。
- 12 毎日作業終了後は清掃片付けを行い、廃棄物指定場所（コンテナ）に空げきなく廃棄すること。又、集積された産業廃棄物の処分の費用は負担すること。
- 13 注文書に添付する見積明細は当社指定用紙の見積依頼書に工事下請基本契約約款（ホームページ参照）及び本書「建築工事一般事項覚書」に基づいて見積りを行ない現場代理人に提出すること。又、見積依頼書記載の条件（工期）等は必ず厳守すること。尚、見積期間については①予定価格500万円未満：中1日以上、②予定価格5000万円未満：中10日以上、③予定価格5000万円以上：中15日以上を基本とする。
- 14 共同建設安全衛生協力会費を一般工種については4/1000を、資機材納品（リース含む）工種については1/1000を徴収いたしますので、ご了承下さい。
*尚、請負金額が30万円未満（税別）の見積依頼書決済分についても同様に第1回の出来高支払額から相殺しますので、ご了承下さい。
- 15 建設業退職金共済制度の推進を図る為に一般工種については支払額に対して3/1000を建退共証紙代（現物支給）として、徴収いたしますので、ご了承下さい。
- 16 請求書は指定請求書用紙を用いて毎月末日締切、毎月5日迄に共同建設本社に必着の事。（遅れた場合は翌月扱いとする。）